

2025年度二次採用
日本学生支援機構
給付奨学金・
授業料減免（多子世帯支援含む）
申込説明会
【学部生向け】

奨学金説明会は本資料の配布にて実施します。

本資料についてご不明な点があれば、教務・学生課学生・留学担当までお問い合わせください。

はじめに

- ・本資料では、本学で実施する**日本学生支援機構 給付奨学金および授業料減免（多子世帯支援含む）**について説明します。
- ・詳細は、大学HPに掲載の「給付奨学金案内」や「手続き説明資料」等で必ず確認してください。



[2025年度在学者用給付奨学金案内](#)

日本学生支援機構 進学資金シミュレーション

(申込者が奨学金の対象となるか、また対象となる場合に、毎月どれくらいの奨学金を受けることができるか、大まかに調べることができます。)

[進学資金シミュレーター | JASSO](#)

もくじ

・ 給付奨学金とは	4～5ページ
・ 支給要件および選考基準	6～12ページ
・ 支給を受けられる期間	13～14ページ
・ 給付月額及び授業料等減免額	15～20ページ
・ 採用後の手続き	21～23ページ
・ 家計急変採用（給付奨学金）	24～25ページ
・ 申込み、お問い合わせについて	26～27ページ

給付奨学金とは

給付奨学金とは

①基本的には、返還の必要が無い、**受け取る奨学金**です。

②ただし、場合によっては、受け取った奨学金（授業料減免含む）を
返還する義務が発生します。

原則、入学料・授業料減免を受ける場合は、
給付奨学金の申込みが必要！

③給付奨学生の採用に併せて、**入学料・授業料減免**も受けられます。

※入学料減免は当該年度入学者のみ（**二次採用では入学料の減免はありません。**）

支給要件および選考基準

支給要件および選考基準①

給付奨学金案内
6ページ

2025年度に本学に在学している人で、以下の（1）～（4）のいずれにも該当する人が給付奨学生に採用となり、支給対象となります。

- （1）入学時期等に関する要件
- （2）学業成績等に係る基準
- （3）家計に係る基準
- （4）在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

※万が一支給対象外の人が採用されたことが判明した場合は、既に振り込まれた奨学金を一括返金とし、採用が取消となります。

支給要件および選考基準②

給付奨学金案内
6～7ページ

【入学時期等に関する要件】

以下①～③のいずれかに該当する人のみ申し込むことができます。

- ①高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人
- ②高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」といいます。）の受験資格を取得した年度（16歳となる年度）の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人（5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます）で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人
- ③その他、外国の学校教育の課程を修了した人、飛び級で入学した人など

※詳細は給付奨学金案内6～7ページを参照。

支給要件および選考基準③

給付奨学金案内
8ページ

【学業成績等に関する要件】

在籍年数	学業成績等に係る基準
入学後1年を経過していない人	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
入学後1年以上を経過した人	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※以下のいずれかに該当する場合は、原則支給対象外となりますが、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合は支給対象となる場合があります。

- ・修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと（**留年する、したことがある**）。
- ・修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。
- ・その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

支給要件および選考基準④

給付奨学金案内
9～13ページ

【家計に関する要件①】

収入基準、資産基準のいずれにも該当する必要があります。（該当しない人は採用されません。）

《収入基準》

収入については、提出されたマイナンバーにより**2024年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2025年度住民税情報**により算出された支給額算定基準額が支援区分に該当するか判定します。

なお、多子世帯が授業料減免を受ける場合は所得制限はありません。

収入基準は、提出されたマイナンバー等であなたと生計維持者の住民税情報を取得し判定を行います。

※生計維持者は給付奨学金案内12～13ページでご確認ください。

[参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法]（給付奨学金案内10ページ参照）

[進学資金シミュレーター | JASSO](#)

支給要件および選考基準⑤

給付奨学金案内
9～13ページ

【家計に関する要件②】

《資産基準》

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が**5,000万円未満**であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません）。

※多子世帯の場合は、5000万未満であれば給付奨学金と授業料減免対象、5000万円以上～3億円未満であれば授業料減免のみが対象となります。

※昨年度より資産基準が緩和されています。

資産の例・・・現金及びこれに準ずるもの（退職金も含む）、預貯金、有価証券や投資信託

支給要件および選考基準⑥

給付奨学金案内
14ページ

【在留資格等に関する要件】

外国籍の人は、在留資格等によっては申込みができない場合があります。

国 籍		在 留 資 格 等 (※2)		提 出 書 類
日本国以外	⇒	法定特別永住者 (※3)		・「在留カード」(コピー) ・「特別永住者証明書」(コピー) ・「住民票の写し」(原本) 等、在留資格・在留期間が明記 (※1) されているもの (いずれか1点)
		永住者		
		日本人の配偶者等	⇒	
		永住者の配偶者等		上記の書類に加えて、 ・「出入国記録の写し」(原本) (※6)
		定住者 (※4)	⇒	
		家族滞在 (※5)		支給の対象となりません (※7)
		上記以外 (「留学」等)	⇒	

※詳細は給付奨学金案内14ページを参照。

支給を受けられる期間

支給を受けられる期間

過去に給付奨学金(新制度)の支給を受けたことがない人の支給期間は、学校が定める修業年限が上限となります。（本学は4年（48ヶ月））

例)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	修業年限に含む月数
2024年度 1年次	給付奨学金受給（6ヶ月）						支援区分外のため支給停止（6ヶ月）						12ヶ月
2025年度 2年次	支援区分外のため支給停止（6ヶ月）						給付奨学金受給（6ヶ月）						12ヶ月
2026年度 3年次	給付奨学金受給（12ヶ月）												12ヶ月
2027年度 4年次	休学のため支給休止						給付奨学金受給（6ヶ月）						6ヶ月
2028年度 4年次（2）	給付奨学金受給（6ヶ月）						修業年限経過のため支給対象外						6ヶ月

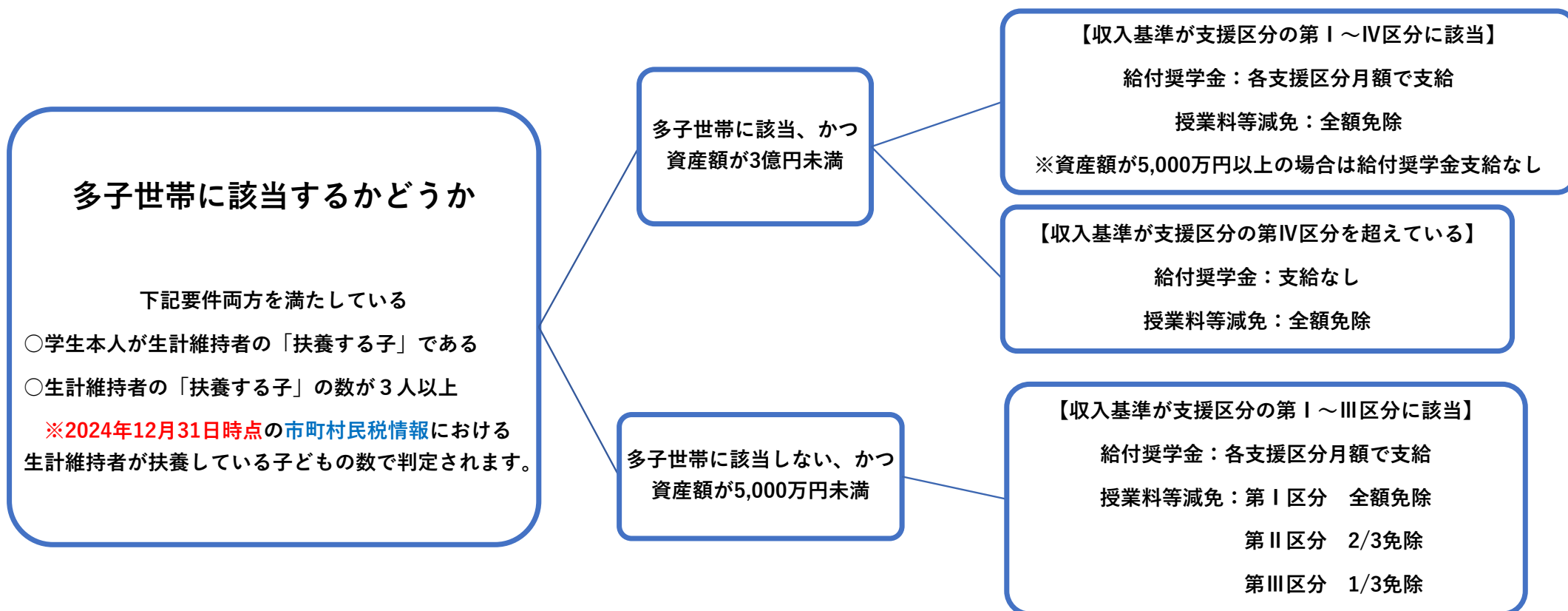
給付奨学金支給期間：36ヶ月（支給停止期間および対象外を除く）

給付月額及び授業料等減免額

給付月額及び授業料等減免額①

給付奨学金案内
17～18ページ

【給付奨学金と授業料等減免】



※多子世帯に該当せず、資産額が5,000万円以上は、給付奨学金および授業料等減免対象外。
また、多子世帯であっても「市町村民税情報」で確認が出来ない場合は多子世帯となりません。

給付月額及び授業料等減免額②

給付奨学金案内
15ページ

【給付月額】

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）に応じて、通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,300円 (33,300円)	66,700円
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円
第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円
第Ⅳ区分 (多子世帯)	7,300円 (8,400円)	16,700円

※注意※

申込時に「自宅外通学」を選択し、採用後「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸契約書のコピー等）を所定の期限までに提出した場合であっても、不備なく審査が完了しない場合は、当初は自宅通学の支給月額が振り込まれます（第一種奨学金を併用貸与する場合は第一種奨学金も自宅月額の貸与月額が振り込まれます）。

注）生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学の場合上表のカッコ内の金額となります。

給付月額及び授業料等減免額③

給付奨学金案内
19～21ページ

【給付月額（併給調整）①】

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。

[併給調整後の第一種奨学金月額]

〈多子世帯 非該当〉

	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円

注) 生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学の場合上表のカッコ内の金額となります。

〈多子世帯 該当〉

	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	0円	0円
第Ⅳ区分	0円	0円
多子世帯	300円	6,300円

給付月額及び授業料等減免額④

給付奨学金案内
19～21ページ

【給付月額（併給調整）②】

例 1

給付奨学金と第一種奨学金に申込み、第Ⅰ区分（多子世帯非該当）だった場合（自宅外）

給付奨学金　：月額 66,700円

第一種奨学金：月額　　0円

例 2

給付奨学金と第一種奨学金に申込み、第Ⅳ区分（多子世帯該当）だった場合（自宅外）

給付奨学金　：月額　0円

第一種奨学金：月額　0円

多子世帯該当者のほとんどが第一種奨学金の貸与額が0円になります。

給付月額及び授業料等減免額⑤

【授業料等減免額】

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）および多子世帯該当に応じて、授業料等が減免されます。

[授業料等減免額]

	入学金（地域内）	入学金（地域外）	授業料（半期分）
第Ⅰ区分、または多子世帯 （全額免除）	226,000円	310,000円	267,900円
第Ⅱ区分（多子世帯非該当） （2/3免除）	150,700円	206,700円	178,600円
第Ⅲ区分（多子世帯非該当） （1/3免除）	75,400円	103,400円	89,300円

※入学科減免は当該年度入学者のみ（二次採用は入学金免除はありません。）
（4月入学者は一次採用、9月入学者は二次採用のみ）であり、減免が決定後、指定の口座へ還付されます。

※授業料が2/3免除・1/3免除となった方は、減免決定通知後2週間以内に免除とならなかった分を納付する必要があります。
（2/3免除者の納付額は89,300円、1/3免除者の納付額は178,600円）

採用後の手続き

採用後の手続き①

給付奨学金案内
36～37ページ

給付奨学生に採用された場合、年間を通して諸手続きがあります。

期日までに必要な手続きを行わないと、支援が受けられなくなります。

手続きが必要な際は大学Gmailで案内をしますので、メールは定期的に確認するようにしてください。

①採用直後	採用書類の交付 奨学生の義務等を正しく理解してください。	書類を配布
②年1回	在籍報告 在籍状況や通学形態について定期的に報告する必要があります。 授業料減免を受けるためにも必要です。	インターネット経由で手続き
③毎年10月	適格認定（家計） あなたと生計維持者の住民税情報、および報告した資産額に基づき、家計基準による支援区分が見直されます。採用時の支援区分が継続するとは限りません(1年間、対象外となる場合もあり)。	マイナンバー情報から自動で実施
④毎年度末	適格認定（学業成績等） 学業成績などの基準に関する判定が行われ、次年度の支援継続可否を判定します。	大学が実施、判定

採用後の手続き②

給付奨学金案内
36～37ページ

☆適格認定における学業基準について

- ・ 標準修業年限で卒業できないことが確定した時点（留年等）で支援が打ち切られます。
- ・ 修得単位数や成績状況、その他学修意欲の確認状況により、「廃止」（支援の打ち切り）や「警告」（2年連続で受けると「停止」や「廃止」）の措置がとられます。
（例：2年連続してGPAが下位1/4の場合、停止または廃止）
- ・ 学修状況等が著しく悪い場合等は、過去に支給された分を含めて返還が必要になることがあります。

[その他]

異動（休学や支給の復活、退学）が生じたときは届出が必要です。

家計急変採用（給付奨学金） について

家計急変採用（給付奨学金）について

通常、毎年春および秋に奨学金申込みを受け付けていますが、**家計急変採用は通年で申込みを受け付けています。**

家計急変採用では、家計急変後の収入で家計に関する要件を満たしているか判定しますので、該当する場合は、**通常の一次採用及び二次採用では申込をせず、まずは大学事務局に相談してください。**

家計急変の事由が発生した日から**原則3ヶ月以内に申請**をしてください。

※大学入学前に家計急変事由が発生していた場合は、**入学後3ヶ月以内**に申し込む必要があります。

事由例

- ・ 生計維持者が事故又は病気により3ヶ月以上就労が困難
- ・ 生計維持者が失職（非自発的失業の場合に限る）

など



詳細は、大学HPに掲載の「[2025年度給付奨学金案内（別冊）家計急変採用](#)」を確認してください。

申込み、問い合わせについて

申込み、お問い合わせについて

申込み手続きについては大学HPに掲載の「手続き説明資料」を確認してください。

ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

公立はこだて未来大学

教務・学生課 学生・留学担当

TEL : 0138-34-6445

E-mail : stu@fun.ac.jp